第22回米原市男女共同参画審議会次第

令和6年5月9日(木) 10時~ 米原市役所本庁舎 4階 会議室4A

- 1 開会あいさつ(市長)
- 2 諮問書の手交

諮問事項:女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等について

3 審議事項

米原市における各審議会・議会議員への女性参画について資料3

- 4 その他
- 5 閉 会 (11:30 予定)

<資料一覧>

事前配布	資料 番号	配 布 資 料			
0	資料1	米原市男女共同参画審議会委員名簿			
0	資料2	米原市男女共同参画審議会規則			
0	資料3	米原市における各審議会・議会議員への女性参画について			
0	参考資料	地方議会議員に占める女性の割合および割合の推移			
0	JJ	地方公共団体・地方議会の政治分野における男女共同参画の推進に向 けた取組事例			
0	IJ	地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進 に向けた取組事例集			
	その他	米原市人権センター S・Cだより (5月号)			
	JJ	まいばらニュースナビ			

米原市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

		(如文作)"哈)
氏名	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
なかむら まり 中村 真理	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
にしむら まさこ 西村 正子	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つかだ たかこ 塚田 多佳子	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つつみ たつや 堤 辰也	米原市人権教育推進協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
いぶき てるこ 膽吹 照子	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
たにもと まさのぶ 谷本 政信	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
ときた さとし 時田 智史	米原市社会福祉協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
かけひ ひとみ 筧 ひとみ	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
わたなべ ゆう 渡部 優	元青年海外協力隊	(4)市長が適当と認める者

事務局

71310	
	宮川巖
	筒 井 康 一
人権政策課	澤惠子
	谷川俊浩
	堀 安奈
男女共同参画センター	鍔 田 恵梨香

平成28年3月24日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(会長および副会長)

- 第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を 聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第 1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

米原市における各種審議会・議会議員への女性参画について

1 本市の課題

- (1) 「男女共同参画に関する市民意識調査」
 - 女性の働き方について、子どもができても仕事を続けることを望む人が多い一方で、出産後や子育て中は、仕事との両立が難しい状況が伺える。
 - 女性の活躍が進むとよいと思う分野では、国会、県会、市議会等の議員が 44.6% と一番多かった。
- (2) 各種審議会や市議会等、市の施策や方針決定の場に女性参画が少ないことにより、市民の半数以上を占める女性の意見を十分に市政反映することができていない。

2 各審議会や市議会への女性の参画状況

(1) 各種審議会委員の状況

内 容	R2	R3	R4	R8(目標)
防災会議における女性委員の割合	7.1%	7.1%	7.1%	20.0%
各種審議会委員のうち女性が占める割合	34. 2%	31.1%	34. 2%	40.0%
女性委員のいない審議会等の割合	10.3%	11.3%	12. 7%	0.0%

(2) 市議会議員の状況

	H17. 10. 23	H21. 10. 18	H25. 10. 20	H29. 10. 22	R3. 10. 17
議員定数	24 人	20 人	20 人	18 人	16 人
女性議員数	0人	0人	2人	2人	0人
女性立候補者数	1人	1人	3人	2人	0人

[※] 議会議員の中で女性議員がいないのは、県内13市の中で米原市のみである。

3 本市の現行方策等

- (1) 各種審議会への女性参画の取組
 - ① 米原市付属機関等の設置および運営に関する基本方針(抜粋)

(委員の選任基準)

- 第6条 付属機関等の委員の選任に当たっては、付属機関等の設置目的および所掌事項に照らし、当該付属機関等が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次に掲げる 基準により選任するものとする。
 - (10) 性の多様性を尊重するとともに、一方の性が概ね定数の35%を下回らないように努めること。

② 米原市男女共同参画審議会規則(平成28年米原市規則第22号)(抜粋)

(委員の構成)

- 第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の 4未満とならないようにしなければならない。
- ③ 米原市女性人材バンク設置要綱(平成25年米原市告示第143号)(抜粋)

(設置)

- 第1条 市の政策方針決定過程および各種事業への女性の参画を促進するため、米 原市女性人材バンク(以下「なでしこネット」という。)を設置する。
- ④ 米原市自治会パートナーシップ交付金交付要綱(令和4年米原市告示第177号)(抜粋)

別表				
交付対象事業			交付金の額	添付書類
男女役員登用	自治会運営組織の役員に、	男女とも複数	1 万円	自治会役員名簿
事業	人配置する。			

⑤ 米原市女性活躍推進補助金交付要綱(令和3年米原市告示第137号)(抜粋)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、女性の社会参画および活躍を推進するため、その推進を資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、米原市補助金等交付規則(平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 市議会議員への女性参画
 - 特になし

4 その他

(1) 国会議員への女性参画

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年5月23日公布施行)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理 大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務 官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公 職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に 共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」と いう。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために 一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号) の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本 原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方 公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自 由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の 数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相 互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑 かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同 参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の 候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者 の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当 該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者に ついての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及 び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必

要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国 民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は 出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切 な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相 談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、 議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する 関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成 及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条 の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めると きは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

(2) 世界の各国会議員への女性参画

① クオータ制:議席の一定数を女性に割り当てる制度

ア 憲法または法律のいずれかによる議席割当制

議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法または法律のいずれかにおいて定めている。導入国は 17 か国ある。

イ 憲法または法律のいずれかによる候補者クオータ制

議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法または法律のいずれかにおいて定めている。導入国は34か国ある。

ウ 政党による自発的なクオータ制

政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めている。導入国は52か国ある。